

アマチュア局の制度整備の概要

- ・ 免許手続きの簡素化
 - ・ 無資格者の利用機会の拡大
 - ・ 周波数の追加割当て
-

総合通信基盤局

電波部

免許手続きの簡素化

昨今、アマチュア局の送信装置の外部入力端子にPCを接続した新たなデジタルモードによる運用に係る申請が急速に増加している。

一方、送信装置にPCを接続するだけという簡便なシステム変更であるにもかかわらず、当該システムの導入にあたっては他の無線局と同様に工事設計書の変更（送信機系統図や附属装置諸元表）の手続が必要となっており、アマチュア免許人の負担となっていることから、関係省令等の改正を行い、手続きの簡素化を行う。

○改正後のFT8等（デジタルモード）に関する総合通信局へ届出例

（申請書）

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿（注1）

□電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

□電波法第12条第2項又は第3項の規定により、許可を蒙らない無線局の無線の変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

□電波法第19条の規定により、無線局の開設数等の規定の変更を受けたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

（注2）

記

1. 申請（届出）者（注3）

住所	〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
氏名又は名称及び代表者氏名	〇〇〇 〇〇〇

2. 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の識別及び周波数	
② 識別符号	
③ 免許の番号	
④ 備考	

（事項書及び工事設計書）

1. 地位

① 無線局事業並びに工事設計書	② 名称	③ 用途
④ 申請（届出）の区分	⑤ 無線局の設置場所	⑥ 無線局の設置場所
⑦ 無線局の設置場所	⑧ 無線局の設置場所	⑨ 無線局の設置場所

4. 住所

5. 式名又は名称及び代表者氏名

6. 工事完成の予定日

7. 無線局の設置場所

8. 無線局の設置場所

9. 無線局の設置場所

10. 無線局の設置場所

11. 無線局の設置場所

12. 無線局の設置場所

13. 無線局の設置場所

14. 無線局の設置場所

15. 無線局の設置場所

16. 無線局の設置場所

17. 無線局の設置場所

18. 無線局の設置場所

19. 無線局の設置場所

20. 無線局の設置場所

21. 無線局の設置場所

22. 無線局の設置場所

23. 無線局の設置場所

24. 無線局の設置場所

25. 無線局の設置場所

26. 無線局の設置場所

27. 無線局の設置場所

28. 無線局の設置場所

29. 無線局の設置場所

30. 無線局の設置場所

31. 無線局の設置場所

32. 無線局の設置場所

33. 無線局の設置場所

34. 無線局の設置場所

35. 無線局の設置場所

36. 無線局の設置場所

37. 無線局の設置場所

38. 無線局の設置場所

39. 無線局の設置場所

40. 無線局の設置場所

41. 無線局の設置場所

42. 無線局の設置場所

43. 無線局の設置場所

44. 無線局の設置場所

45. 無線局の設置場所

46. 無線局の設置場所

47. 無線局の設置場所

48. 無線局の設置場所

49. 無線局の設置場所

50. 無線局の設置場所

51. 無線局の設置場所

52. 無線局の設置場所

53. 無線局の設置場所

54. 無線局の設置場所

55. 無線局の設置場所

56. 無線局の設置場所

57. 無線局の設置場所

58. 無線局の設置場所

59. 無線局の設置場所

60. 無線局の設置場所

61. 無線局の設置場所

62. 無線局の設置場所

63. 無線局の設置場所

64. 無線局の設置場所

65. 無線局の設置場所

66. 無線局の設置場所

67. 無線局の設置場所

68. 無線局の設置場所

69. 無線局の設置場所

70. 無線局の設置場所

71. 無線局の設置場所

72. 無線局の設置場所

73. 無線局の設置場所

74. 無線局の設置場所

75. 無線局の設置場所

76. 無線局の設置場所

77. 無線局の設置場所

78. 無線局の設置場所

79. 無線局の設置場所

80. 無線局の設置場所

81. 無線局の設置場所

82. 無線局の設置場所

83. 無線局の設置場所

84. 無線局の設置場所

85. 無線局の設置場所

86. 無線局の設置場所

87. 無線局の設置場所

88. 無線局の設置場所

89. 無線局の設置場所

90. 無線局の設置場所

91. 無線局の設置場所

92. 無線局の設置場所

93. 無線局の設置場所

94. 無線局の設置場所

95. 無線局の設置場所

96. 無線局の設置場所

97. 無線局の設置場所

98. 無線局の設置場所

99. 無線局の設置場所

100. 無線局の設置場所

【現行制度】

- ・工事設計書欄の欄に電波の型式を追加
- ・送信系統図の提出
- ・附属装置(PC)の諸元表の提出



【改正後】

15 備考欄に附属装置を接続する旨を記載することにより、上記の手続きを省略

（記載例）

15 備考

デジタルモードのため附属装置（PC）を接続 等

（次ページ略）

無資格者の利用機会拡大

○ 目的

ワイヤレス人材の潜在層を増やすため電波の利活用の可能性や楽しさを体験する機会を増やすための制度整備を行う。

【電波有効利用成長戦略懇談会における提言（抜粋）】

効果的に人材の育成を進めるためには、例えば、アマチュア無線の資格を持たない青少年等が有資格者の下でアマチュア無線を一時的に体験するといったことなどにより、ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていく取組についても進めることが適当である。

○ 制度整備の概要

無資格者がアマチュア無線を利用する場合、現行、通信の相手方は国際宇宙基地に開設されたアマチュア局のみであるが、アマチュア局全般に拡大する。

また、無資格者の年齢制限も、17歳以下の青少年から年齢制限を撤廃し、国民が電波を利用する機会の増大を図る。

現行制度

通信の相手方
(国際宇宙基地のみ)

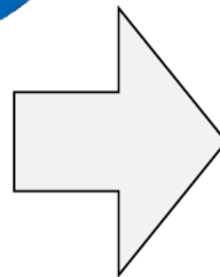
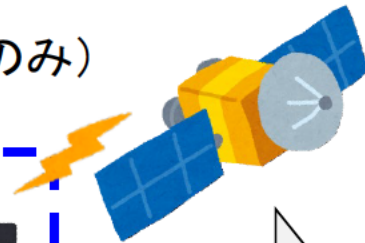
行事等



無資格者
(17歳以下の青少年)



有資格者



拡大案

通信の相手方
(アマチュア局全般)

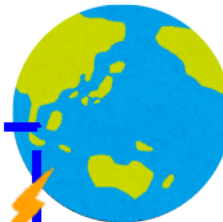
行事等



無資格者(年齢制限なし)

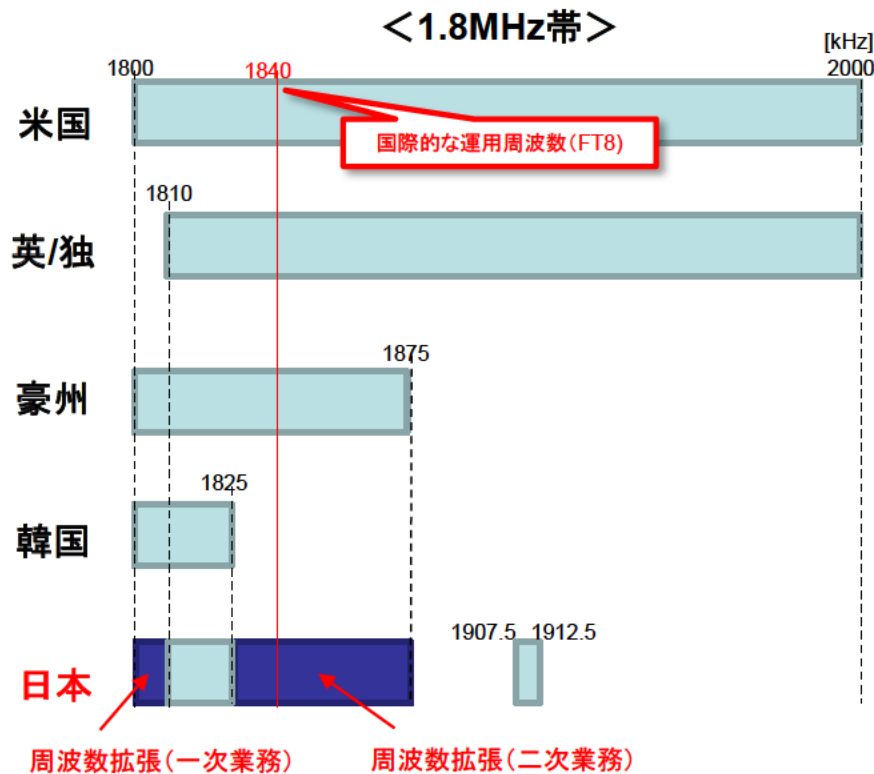


有資格者

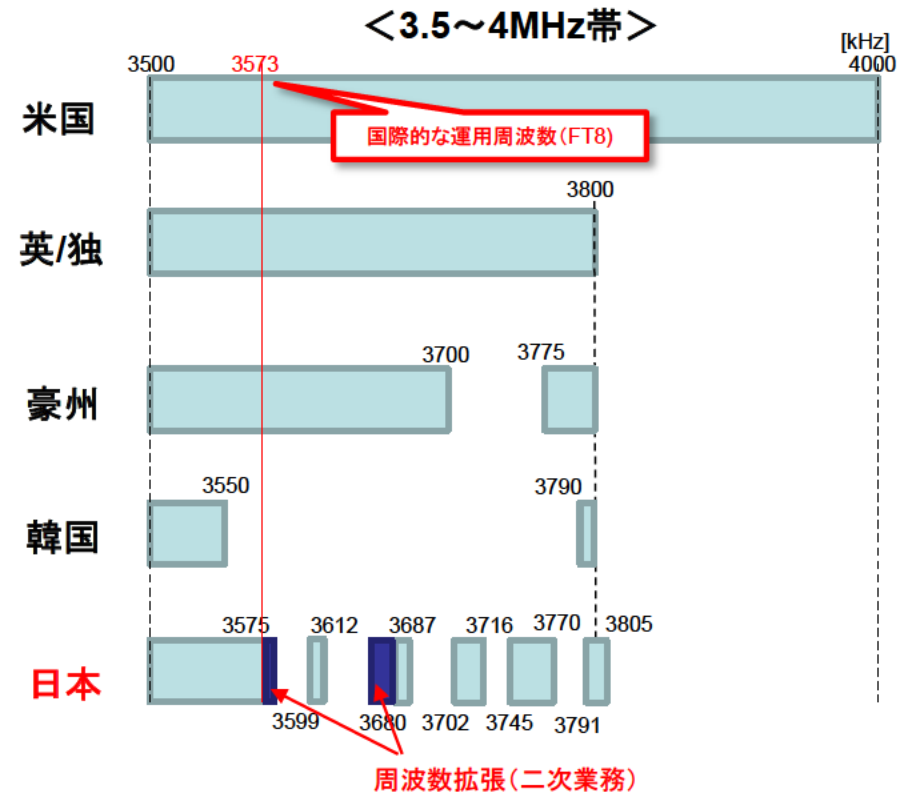


周波数の追加割当て①

令和元年9月に公表された「周波数再編アクションプラン(令和元年改定版)」に基づき、アマチュア局の一部の周波数帯について、バンドプラン等を見直しを行うものである。周波数の割当てに当たっては、既存無線局の周波数の使用状況及び使用条件を踏まえ、アマチュア局の国際的な使用周波数の調和を考慮した周波数の追加割当てを行う。



- 1800-1810kHzの周波数帯を一次業務として追加分配
- 1825-1875kHzの周波数帯を二次業務として追加分配



- 3575-3580kHz及び3662-3680kHzの周波数帯を二次業務としてそれぞれ追加分配

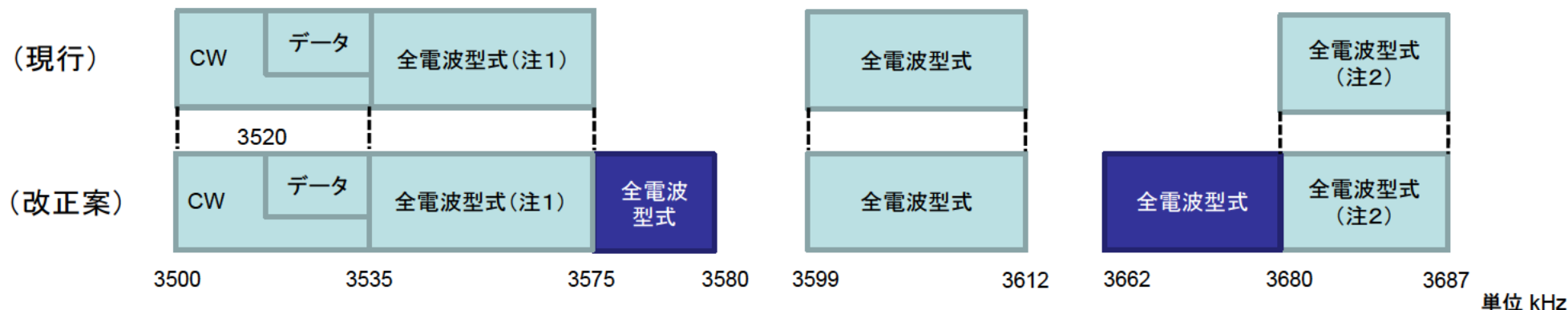
周波数の追加割当て②

無線局運用規則の規定によりアマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件
(平成21年総務省告示第179号)の改正案

〇1.9MHz帯



〇3.5MHz帯



(注1) この周波数の電波は、直接印刷無線電信(以下「RTTY」という。)及びデータ伝送に使用することは出来ない。ただし、外国のアマチュアとの通信(音声とデータを復号した通信及び画像の伝送を除く。)に使用する場合については、この限りではない。

(注2) この周波数の電波は、直接印刷無線電信(以下「RTTY」という。)及びデータ伝送に使用することは出来ない。

※CW : モールス符号を用いた無線通信

※データ : 主としてRTTYやPSK31等のデータ伝送